

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局
 大阪市中央区道修町3-3-10
 日宝道修町ビル3F
 06-6232-1095

第21回総会に146名が集う

11月13日(火) エルおおさか南ホールにおいて、大阪損保革新懇結成20周年・第21回定例総会・講演会を開催し146名が参加しました。志賀守孝事務局の司会で始まり、野村英隆代表世話人が開会挨拶のあと、松浦章世話人が「損保産業の社会的責任を問い続ける」をテーマに基調報告を行いました。

木村草太さん(首都大学東京 教授)が「憲法と私たちの未来 - 職場、社会で憲法を『実現』していくために-」と題して記念講演。国会で代理店問題を取り上げた大門実紀史参院議員が連帯の挨拶を行いました。会場には絵手紙教室の作品も展示されました。

総会議案として野口英機事務局長が各種報告と新年度世話人20名を提案、総会アピール「次の10年へ 状況を変えよう! 災害列島日本『損保産業は被災者のライフライン産業でもある!』」を米澤裕子さん(共栄)が朗読し採択しました。その後、恒例の居酒屋を借り切った懇親会に69名が参加し、遠方からの参加者を紹介するなど職場の枠をこえて遅くまで語りあいました。

個人の尊重 身近な問題から人権を考える 首都大学東京教授(憲法学) 木村 草太さん



〔講演要旨〕

はじめに・・・個人の尊重について

日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定し、これが日本国憲法を中心となる理念となっています。

生存権も個人の尊重の原理から導かれます。

日本国憲法は経済活動の自由を保障しています。そうすると、人々は市場において自由に交換をすることができます。いわゆる市場経済という経済体制は、日本国憲法に根拠をもつものです。このような体制の下では、十分な財産や働く能力・機会もあるという方は、生活のための糧を得ることが可能になります。

しかし、病気や障害等の事情で、市場における交換に参加できない方は、生活のための衣食住を確保することができないこととなります。このような事態は個人の尊重という理念に適合しない訳です。市場における交換活動に参加できるかど

うかにかかわらず、生存権を保障することが個人の尊重の理念から要請されます。

1 法の下での平等と差別の禁止

個人の尊重に関しては二つの権利があります。

一つ目は、憲法14条第1項の平等権、差別されない権利です。この条文の大きな特徴は、「法の下での平等」という規定に加えて「差別の禁止」が出てくることにあります。憲法を制定したあの時期に、差別の禁止が書かれたというのは非常に珍しいもので、日本国憲法の先駆的な面です。

我々の日常用語の感覚からは、不平等と差別は違った問題です。例えば、大学入試において、女性であるから減点措置をするようなケースは差別ですが、単なる計算ミスで、合格したはずの人が不合格になったようなときは、差別だとは言いません。

一方、例えばヘイトスピーチというのはまごうことなき差別です。平等に全ての民族にヘイトスピーチをすれば問題が解決するのか。そんなことはありません。ヘイトスピーチが差別的なのは、その言動の背後に差別感情があるからです。

差別とは、人間をその個人としてではなく、その人が属している類型で、否定的・侮蔑的に評価することをいいます。個人の尊重の理念から言えば、あくまでも個人として評価されるということではなければなりません。

ここで言う類型的な評価というのは事実の認識とはちょっと違います。例えば、英語が必要な仕事で、TOEICで何点以上の人を優先的に採用するということが行われます。このケースでは確かに、人を類型に基づいて評価するという側面があるわけですが、しかしこれは英語ができるであろうという事実の認識の問題です。差別とはこうした事実の認識の問題ではなくて、否定的な感情に基づいて人間を取り扱う、ないしはそうした感情を持つということです。

そうした差別を、国家、あるいは国家機関がしてはいけない。杉田水脈議員のように差別をしたのであれば議員バッジを外すべきだ、ということです。憲法14条にはこのように差別されない権利がしっかりと規定されているのです。



2 憲法24条の意味

二つ目は憲法24条です。「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と書かれています。これについて、最近、同性婚を禁じる規定だと解釈する人がいて、ちょっとびっくりしているところです。そこで、24条の意義を振り返ってみます。まず、この条文を同性婚禁止規定と読むことは論理的に不可能です。24条でいう婚姻に同性婚が含まれるとすれば、異性婚及び同性婚は両性の合意のみに基づいて成立する、と書いた文章ということになります。そうすると、同性婚がなぜか男女の合意で成立するという意味の解らない文章になるからです。この条文を同性婚禁止規定と読む人は頭がどうかしているのではないかと。

では、この条文は何の為にできたのか。旧民法ができた明治31年、この時代、婚姻は当事者が自由にできるものではありませんでした。旧民法

では、婚姻を行う場合には、戸主、おじいちゃんであったりお父さんであったりしますが、その同意が必要であると規定されていました。

さて、1945年の夏、日本政府が受諾したポツダム宣言の中には、日本国が民主主義を復活強化すること、そして基本的人権の尊重を確立することが求められました。

日本政府は、まずは自前で憲法案を作ろうとします。しかしこの案がポツダム宣言の趣旨を実現できていないと評価され、GHQで原案が作られることとなります。ご存知かもしれませんが、ベアテ・シロタさんという女性などが中心となりました。

GHQ案は、英語なんですけれども、婚姻は相互の意思に基づくということが明確にされています。「両性の合意のみ」というところは、GHQ案では、「両親の強制ではなくて当事者の合意によって」という文言が入っていたんですね。これを日本の法律家は、両性の合意で成り立つことと強制がないということは同じ意味だから、両親の強制は外してもいいと、削除してしまいました。

このように、24条は家庭内での男女の平等を実現し、個人の尊厳を確保しようというものです。この条文はできた当初極めて大きなインパクトがあったといえます。婚姻法という、身近な法律関係を規律するルールを全部総取り換えしなさいということが憲法24条に書かれて、この憲法にあわせて民法の家族法部分は、全部破壊して一から作り直すということになったからですね。

皆さんも家事負担の不平等などを感じた場合にはぜひこの条文を持ち出していただければと思います。

3 身近な人権問題を考える

権利は、権利侵害が生じているということをきちんと認識できないと、使うことができません。

組体操で最近非常に危険なことが行われているということが問題になっています。私も法律上問題があるということを指摘していたところ、広島県教育委員会にとんでもない道徳教材がありました。

主人公はつよし君という子で、組体操に熱心に取り組む小学校六年生だったんですが、人間ピラミッドの練習中に事故にあいます。読み物になっていて、「今日は運動会の前日。最後の練習だ。笛の合図でだんだんとピラミッドができあがっていく」と始まります。

そして、つよし君が立った瞬間に転んで骨折をするというものでした。事故の原因はわたる君がバランスを崩したことだったとされていて、わたる君がごめんと謝ったがつよし君は許すことができない。そこでお母さんが出てまいります。病院でお母さんが次のように語りかけるわけです。

「一番つらい思いをしているのは、つよしじゃなくてわたるくんだと思うよ。母さんだって、つよしがあんなにはりきっていたのを知っているから、運動会に出られないのはくやし、残念でたまらない。でも、つよしが他の人にけがさせていた方だったらもっとつらい。つよしがわたるくんを許せるのなら、体育祭に出るよりも、もっといい勉強をしたと思うよ」

つよし君の心に、「今一番つらいのはわたるくん」という言葉が強く残る。そして、「その夜、ぼくは、わたる君に電話しようと思つた」という一文でこの教材は終わります。

これ、とんでもない教材で、何が間違っているのかというと、事故の原因はわたる君ではなくて、一人がバランスを崩したくらいで骨折者が出るような、きわめて危険な競技を安全対策もなしに行つた学校の安全配慮義務違反です。

この教材には、子どもたちが学校で安全に暮らす権利という人権が侵害されているという意識が全くないわけです。

我々はあきらかな人権侵害が目の前で起きているというような状況があつても、それが人権侵害だよと認識することが難しいのです。組体操で学校の中で当たり前に行つていて、人権侵害だと認識されないということです。

まず人権があることを理解し、更に具体的な場面で、実際に生じている問題と人権の概念を結びつけることができるかどうか、これが憲法を実現し、個人の尊重という理念を実際に実現できるかということの大きな分水嶺になります。そして人権問題を人権問題として認識することは、人権を勉強するよりも難しいことなのではないかと思つています。

目の前にある人権問題を人権問題として気づく、ここから個人の尊重という意味が始まるということをご理解いただければと思つています。

(文責 事務局)

—20年の到達に立って—

損保産業の社会的役割を問い続ける

大阪損保革新懇 世話人

兵庫県立大学 客員研究員 **松浦 章さん**

損保会社社員は、現在この間の大災害の対応に全力を尽くしています。被災地には全国から多くの仲間が支援にかけつけ、地震保険、火災(風水災)保険の調査・支払にあたっています。

「災害列島日本」で今損害保険に求められているものは何か。大阪損保革新懇結成20年の到達

大門実紀史参議院議員ご挨拶

大阪損保革新懇
21回総会おめでとう
ございます。

11月2日開催
された代理店問題
院内集会のことを
お話ししておきま



と、松浦さんの報告にもありました通り、自民党から共産党まで国会議員が多数出席しました。あれだけの自民党議員が来た超党派の集会というのはなかったのではないかと思います。超党派で進みつつあると思つておりますので、さらにすそ野を広げていきたいと思つています。

この間の乗合拒否の問題では、損保ジャパン日本興亜の関係が多かつたんですね。ところが昨日来たのは、初めて、東京海上日動が乗合拒否をしてるという相談なんです。どこが乗合しようとしているかということ、これが損保ジャパン日本興亜だと。募集品質が確保できない。よくあるパターンですね。そういう理由だけで拒否していいのかということで、あさって東京海上の本社の責任者に来てもらうことになっています。えっと思つたのは、その代理店の方になんでうちに相談したんですかと聞きましたら、損保ジャパン日本興亜の社員から、そういう時は大門さんに相談したらいいと。もうなんかよくわかんないですね。それだけ、皆さんと一緒にここまで頑張ってきたことがメジャーになってきたと思うわけです。

次の30周年に向けて、損保で働く労働者と、代理店のみなさんにとって、本当にもっともつとよい社会になるように頑張っていきたいと思つています。



に立って、あらためて損保産業の社会的責任を考えます。

規制緩和・自由化の歴史と損保産業の現状

損保産業は、規制緩和・自由化の流れの中で大きな変貌を遂げてきました。

規制緩和・自由化がスタートして22年になります。大阪損保革新懇の20年の歴史は、まさに、損保自由化のなかで健全な損保産業を求め続ける運動そのものだったと言えます。私は、自由化後を大きく五つに区切って考えています。

第一の時期は、日米保険協議が決着した1996年12月以降の4年間です。

第二の時期は、業界再編の4年間です。日本火災と興亜火災の合併を皮切りに合併・統合が相次ぎました。

第三の時期は、保険金不払いが発覚した2005年から三メガ体制発足までです。

第四の時期、三メガ体制の時代が始まり、日本の損保業界は先進国では先例のない寡占市場となりました。

第五の時期は、こうした三メガ体制の下での歪みが明らかになり、その是正の運動が実を結びつつあるという時期、すなわち2017年以降です。

三メガ損保による規模の拡大と際限なき効率化路線は、損保産業の根幹を揺るがしています。根底に「株主至上主義」の問題があります。機関投資家からの要求・圧力は「消費者にとって良い企業になれ」ということではありません。「とにかく儲ける。株価を上げろ」ということだけです。

いま求められる「企業の社会的責任（CSR）」

金融持ち株会社にはさまざまな問題点があります。最大の問題は産業の「役割」に対する認識がきわめて希薄になるということです。

SOMPO ホールディングスの櫻田謙吾社長は「損保ジャパン日本興亜って昔は保険会社だったの？」と言われるほどの進化をめざすと言っています。問題は、それで損保会社としての「社会的責任」が果たせるのかということです。なお、櫻田謙悟氏は、経済同友会の次期代表幹事に内定したと報道されています。

一方、私たちにとって経済同友会と言えば、やはり品川正治さんです。品川さんは、日本火災（現損保ジャパン日本興亜）の社長・会長、経済同友会の副代表幹事・専務理事を歴任し、退任後も終身幹事として財界の中で憲法9条を守るために精力的に活動しました。亡くなられて今年で5年になります。

品川さんは、損保の社会的役割について、こう述べていました。

損保というのは、経済社会にとって唯一のブルーキ産業です。われわれの本業は、われわれだけがやっている大きな役割です。他の事業に手を出す余裕はそれほどない産業だと私は考えます。

テーマパークの名の下に、保険以外の介護やリフォーム事業、さらには海外投資で儲けようとする。一方、社会の安全を守りリスクをしっかりと補償する。そのために本業に徹する。私たちは今

どちらの道を選ぶべきなのか。

「災害列島日本」で「補償機能」の発揮という損保固有の「社会的役割」をしっかりと果たす。それがこの時期に求められる最大の「社会的責任」ではないでしょうか。

今回の大災害を通じて損保業界がかかえている問題も浮き彫りになっています。利潤第一政策による損害サービス部門の軽視が、「補償機能の劣化」を招いています。災害に備える産業が災害で機能不全に陥ったとしたら論外です。

顧客本位の代理店制度を求めて

損保産業の担い手は従業員だけではありません。損保産業がその社会的役割を果たすうえで重要なのが代理店の存在です。

11月2日、参議院議員会館において、「災害列島日本で社会的役割を果たす」損保代理店院内集会在開催され、全国から代理店・損保関係者など会場いっぱいの134人が集まりました。実行委員会主催で開催されたこの集会には、大阪損保革新懇からも多数参加しました。集会には、自民党、国民民主党、共産党の国会議員8名が出席、金融庁の横尾光輔保険課長が講演を行い、保険課の担当官二人とともに最後まで代理店の声に耳を傾けました。

なお、院内集会の前日には、代理店の代表6名が金融庁を訪ね、今年7月に就任した遠藤俊英金融庁長官と懇談しました。私たちの要請に対し遠藤長官は、「金融庁は損保会社と代理店の調整を行うものではありませんが、顧客本位の業務運営に反する施策については当然意見を言っていきます」と述べました。

日本損害保険協会の「行動規範」基本原則の第一には「人間尊重の原則」が挙げられています。損保協会が「人間尊重」を強調するのであれば、まず何よりも、従業員を、代理店を大切にすべきではないでしょうか。

「一人は万人のために、万人は一人のために」、この損保産業の精神、すなわち「人間尊重」の精神を体現するのは今や経営者ではありません。私たちです。

大阪損保革新懇20年の到達に確信を持って、私たち一人ひとりが、この損保を、本当に未来に希望をもてる産業にするために、ともに奮闘しようではありませんか。

